

# 福岡県公報

平成20年5月16日  
第2823号

## 目次

告示(第792号-第815号)

|                        |           |       |    |
|------------------------|-----------|-------|----|
| 土地改良事業の協議の適否決定         | (農村整備課)   | ..... | 1  |
| 県営土地改良事業計画の変更決定        | (農村整備課)   | ..... | 1  |
| 道路の区域の変更               | (道路維持課)   | ..... | 2  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)   | ..... | 2  |
| 公共測量の終了                | (県土整備総務課) | ..... | 2  |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請       | (社会活動推進課) | ..... | 2  |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請       | (社会活動推進課) | ..... | 3  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)   | ..... | 3  |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課)   | ..... | 3  |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課)   | ..... | 4  |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課)   | ..... | 4  |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課)   | ..... | 4  |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (森林保全課)   | ..... | 5  |
| 土地改良区の清算人の就任           | (農村整備課)   | ..... | 5  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任        | (農村整備課)   | ..... | 5  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任        | (農村整備課)   | ..... | 6  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任        | (農村整備課)   | ..... | 7  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任        | (農村整備課)   | ..... | 8  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任        | (農村整備課)   | ..... | 9  |
| 土地改良区の役員の就任            | (農村整備課)   | ..... | 9  |
| 土地改良区の役員の退任            | (農村整備課)   | ..... | 10 |

|               |         |       |    |
|---------------|---------|-------|----|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | ..... | 10 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | ..... | 10 |
| 公 告           |         |       |    |
| 福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) | ..... | 10 |
| 落札者等の公示       | (税 務 課) | ..... | 11 |

### 公安委員会

|   |             |       |    |
|---|-------------|-------|----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催(平成20年4月福岡県公安委員会告示第126号)の一部改正 | (警察本部生活環境課) | ..... | 11 |
|---|-------------|-------|----|

### 再 掲

|  |         |       |    |
|--|---------|-------|----|
| 家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施   | (畜 産 課) | ..... | 11 |
| 正 誤  |         |       |    |
| 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則(平成20年福岡県人事委員会規則第22号)中正誤 |         | ..... | 12 |

## 告 示

福岡県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年4月30日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

| 市町村名 | 事業名                   | 縦覧に供する書類     | 縦 覧 期 間                      | 縦覧場所   |
|------|-----------------------|--------------|------------------------------|--------|
| 大牟田市 | 農業用ため池整備事業<br>(高ノ平地区) | 土地改良事業計画書の写し | 平成20年5月16日から<br>平成20年6月13日まで | 大牟田市役所 |

福岡県告示第793号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

| 縦覧に供する書類                     | 縦覧期間                         | 縦覧場所  |
|------------------------------|------------------------------|-------|
| 県営角田中部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し | 平成20年5月16日から<br>平成20年6月13日まで | 豊前市役所 |

福岡県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類        | 路線名   | 変更前後別 | 区 間  | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|--------|--------------|-------|-------|--|------------------|--------------|
| 八 女    | 一 般 道<br>国 道 | 442 号 | 前     | 筑後市大字四ヶ所251番1<br>先から<br>三潞郡大木町大字蛭池414<br>番1先まで | 6.5<br>~<br>9.0  | 117.5        |
|        |              |       | 前     | 筑後市大字四ヶ所251番1<br>先から<br>三潞郡大木町大字蛭池414<br>番1先まで | 9.2<br>~<br>24.0 | 124.9        |
|        |              |       | 後     | 筑後市大字四ヶ所251番1<br>先から<br>三潞郡大木町大字蛭池414<br>番1先まで | 6.5<br>~<br>9.0  | 117.5        |

福岡県告示第795号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市稲吉字若宮1302 - 1、1302 - 5 から1302 - 7まで、1303 - 3及び1303 - 5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市稲吉1292 - 2  
高木 忠一

福岡県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 終 了 年 月 日  |
|---------|------------|
| 宗像市石丸地区 | 平成20年3月14日 |

福岡県告示第797号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年4月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム

## (2) 代表者の氏名

井上 晃

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区元岡744番地 九州大学大学院システム情報科学研究所 福田  
・中西研究室 内

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外の組込みソフトウェア関係の中小企業、ベンチャー企業、その他の企業、大学、研究者等に対して、組込みソフトウェア関係の技術及び市場の評価並びに技術力及び販売力の向上等の事業を行い、九州を中心とする組込みソフトウェア関係の技術の高度化及び市場の活性化並びに技術力の高い組込みソフトウェア企業の育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第798号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年4月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人福岡視覚障がい者支援センターであ

## (2) 代表者の氏名

豊田 信之

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区草香江2丁目1番40-202号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障がい者を中心とする障がい者に対して、心理的な安定を図らせると共に自立とQOLの向上を図り社会の一員として役割を担っていけるように日常生活面・職業面での支援を行うことを目的とする。

福岡県告示第800号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市大字武丸字大藪2265-1、2266-1、2267-1及び2267-3並びに字西尾郷  
2270-1、2276-1、2277、2276-3及び2276-4

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区引野二丁目11番11号

株式会社丸都運輸 代表取締役 津留 正一

福岡県告示第801号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字福井字次郎坊1810

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字次郎坊1810（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第802号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町新川字一条4581の76（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第803号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字北ミシケ3297の1、3301の1、3301の7、3302の1

#### 2 指定の目的

水源のかん養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第804号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字下ノ谷1877の3・1877の5・1879の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第805号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

若宮市龍徳字高畑1707の1、1707の3、1707の9（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び若宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第806号

解散した清算法人池田土地改良区から清算人の就任届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

| 氏 名     | 住 所        |
|---------|------------|
| 永 野 寛 治 | 宗像市池田906番地 |
| 安 部 英 昭 | " 1082番地   |
| 占 部 公 徳 | " 1047番地   |
| 森 内 正 徳 | " 2393番地 1 |

福岡県告示第807号

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

| 氏 名     | 住 所             |
|---------|-----------------|
| 谷 口 清 巳 | 朝倉市杷木若市2332番地 2 |

|       |     |              |
|-------|-----|--------------|
| 都合 弘  | " " | 2786番地       |
| 石井 茂樹 | " " | 2962番地 1     |
| 唐川 謙一 | " " | 2634番地       |
| 原田 始  | " " | 2783番地       |
| 中村 浩  | " " | 3377番地       |
| 吉本 宗信 | " " | 2620番地       |
| 堀江 勝則 | " " | 杷木久喜宮908番地 1 |
| 井上 澄男 | " " | 89番地         |

## 2 退任監事

| 氏名     | 住所             |
|--------|----------------|
| 養父 宏一郎 | 朝倉市杷木久喜宮1163番地 |
| 池田 剛   | " 杷木古賀1725番地 2 |

## 3 就任理事

| 氏名      | 住所            |
|---------|---------------|
| 塚本 光義   | 朝倉市杷木久喜宮97番地  |
| 原田 榮之助  | " " 1040番地 1  |
| 石井 定和   | " 杷木若市3063番地  |
| 佐渡嶋 三比古 | " 杷木久喜宮1133番地 |
| 石井 一憲   | " 杷木若市2382番地  |
| 高倉 昌志   | " 杷木久喜宮1150番地 |
| 井上 光四朗  | " " 1095番地 1  |
| 井上 三雄   | " 杷木古賀1542番地  |
| 熊谷 誠二   | " 杷木若市2641番地  |

## 4 就任監事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 養父 芳樹 | 朝倉市杷木若市2763番地 |
| 石井 親義 | " " 3103番地 1  |

## 福岡県告示第808号

水分西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

| 氏名     | 住所                  |
|--------|---------------------|
| 田中 尚敏  | 久留米市田主丸町豊城587番地     |
| 田中 一   | " " 朝森622番地 1       |
| 田中 恒幸  | " " 豊城668番地         |
| 大内田 安彦 | " " 朝森506番地         |
| 草野 健一  | " " 上原524番地 1       |
| 古賀 隆   | " " " 850番地、851番地合併 |
| 古賀 繁明  | " " 豊城1155番地        |
| 神代 幸男  | " " " 1212番地 1      |
| 林田 勲雄  | " " " 1555番地        |
| 田中 金廣  | " " 野田1659番地 3      |

## 2 退任監事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 別府 一之 | 久留米市田主丸町豊城638番地 |
| 田中 輝雄 | " " 上原1113番地 2  |

## 3 就任理事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 田中 尚敏 | 久留米市田主丸町豊城587番地 |
| 田中 一  | " " 朝森622番地 1   |
| 田中 恒幸 | " " 豊城668番地     |

|       |   |   |                 |
|-------|---|---|-----------------|
| 田中博之  | 〃 | 〃 | 野田1593番地2の1     |
| 古賀繁明  | 〃 | 〃 | 豊城1155番地        |
| 神代幸男  | 〃 | 〃 | 〃 1212番地1       |
| 大内田安彦 | 〃 | 〃 | 朝森506番地         |
| 稲吉茂   | 〃 | 〃 | 恵利786番地         |
| 草野健一  | 〃 | 〃 | 上原524番地1        |
| 古賀隆   | 〃 | 〃 | 〃 850番地、851番地合併 |
| 古賀直行  | 〃 | 〃 | 〃 1090番地2       |
| 林田勲雄  | 〃 | 〃 | 豊城1555番地        |

## 4 就任監事

| 氏名   | 住所              |
|------|-----------------|
| 別府一之 | 久留米市田主丸町豊城638番地 |
| 古賀峰雄 | 〃 〃 上原862番地1    |

福岡県告示第809号

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

| 氏名    | 住所                       |
|-------|--------------------------|
| 古川敬次郎 | 大川市大字大野島2498番地1, 2499番地1 |
| 野田辰夫  | 〃 〃 1906番地2              |
| 竹下具視  | 〃 〃 2457番地1              |
| 永島正臣  | 〃 〃 129番地                |
| 津村英二  | 〃 〃 1373番地2              |
| 江頭茂夫  | 〃 〃 4098番地               |

|      |   |   |                |
|------|---|---|----------------|
| 堤隆敏  | 〃 | 〃 | 2744・2745番地合併1 |
| 竹下一昭 | 〃 | 〃 | 418番地1         |
| 池末賢治 | 〃 | 〃 | 1440番地1        |
| 江口信一 | 〃 | 〃 | 1589番地2        |
| 江頭節雄 | 〃 | 〃 | 2136番地         |
| 田中弘光 | 〃 | 〃 | 2253番地         |
| 竹下英彦 | 〃 | 〃 | 2877番地         |
| 吉川俊之 | 〃 | 〃 | 3132番地         |
| 島崎義昭 | 〃 | 〃 | 3354番地1の1      |

## 2 退任監事

| 氏名   | 住所                |
|------|-------------------|
| 島崎輝雄 | 大川市大字大野島3759番地2の2 |
| 古賀稔之 | 〃 〃 1518番地2       |
| 古賀輝夫 | 〃 〃 563番地         |

## 3 就任理事

| 氏名    | 住所                       |
|-------|--------------------------|
| 古川敬次郎 | 大川市大字大野島2498番地1, 2499番地1 |
| 野田辰夫  | 〃 〃 1906番地2              |
| 武下具視  | 〃 〃 2457番地1              |
| 池末賢治  | 〃 〃 1440番地1              |
| 江口信一  | 〃 〃 1589番地2              |
| 江頭節雄  | 〃 〃 2136番地               |
| 永島正臣  | 〃 〃 129番地                |
| 津村英二  | 〃 〃 1373番地2              |
| 武下満則  | 〃 〃 427番地1               |
| 宮部出夫  | 〃 〃 2577番地               |
| 今村茂安  | 〃 〃 2270番地               |



|      |   |   |           |
|------|---|---|-----------|
| 島崎輝雄 | " | " | 3759番地2の2 |
| 島崎海男 | " | " | 3889番地1   |
| 武下秀光 | " | " | 2989番地    |
| 吉川宏  | " | " | 3462番地2   |

## 4 就任監事

| 氏名   | 住所              |   |         |
|------|-----------------|---|---------|
| 古賀稔之 | 大川市大字大野島1518番地2 |   |         |
| 古賀輝夫 | "               | " | 563番地   |
| 梅崎美雄 | "               | " | 3050番地1 |

福岡県告示第810号

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

| 氏名    | 住所           |         |         |
|-------|--------------|---------|---------|
| 安藤成雄  | 飯塚市鹿毛馬1407番地 |         |         |
| 安藤優之  | "            | "       | 1820番地  |
| 白石俊二  | "            | "       | 855番地   |
| 渡邊春生  | "            | "       | 89番地    |
| 安藤善躬  | "            | "       | 1281番地1 |
| 梅田岩夫  | "            | "       | 260番地   |
| 渡邊保登  | "            | "       | 79番地    |
| 安藤富生  | "            | "       | 1074番地1 |
| 安藤勝義  | "            | "       | 1819番地2 |
| 大塚喜代隆 | "            | 勢田741番地 |         |

|      |   |           |        |
|------|---|-----------|--------|
| 森田輝已 | " | 鹿毛馬1390番地 |        |
| 仲西久義 | " | "         | 875番地  |
| 田齊隆志 | " | 勢田703番地3  |        |
| 白土忠喜 | " | 鹿毛馬1786番地 |        |
| 梅田秀俊 | " | "         | 862番地  |
| 今福和彦 | " | "         | 266番地1 |

## 2 退任監事

| 氏名   | 住所            |   |        |
|------|---------------|---|--------|
| 安藤初美 | 飯塚市鹿毛馬1787番地1 |   |        |
| 白石記平 | "             | " | 768番地1 |
| 梅田好孝 | "             | " | 1237番地 |

## 3 就任理事

| 氏名    | 住所           |           |         |
|-------|--------------|-----------|---------|
| 安藤成雄  | 飯塚市鹿毛馬1407番地 |           |         |
| 安藤優之  | "            | "         | 1820番地  |
| 白石俊二  | "            | "         | 855番地   |
| 渡邊春生  | "            | "         | 89番地    |
| 安藤善躬  | "            | "         | 1281番地1 |
| 梅田岩夫  | "            | "         | 260番地   |
| 渡邊保登  | "            | "         | 79番地    |
| 安藤富生  | "            | "         | 1074番地1 |
| 安藤勝義  | "            | "         | 1819番地2 |
| 大塚喜代隆 | "            | 勢田741番地   |         |
| 森田輝已  | "            | 鹿毛馬1390番地 |         |
| 仲西久義  | "            | "         | 875番地   |
| 田齊隆志  | "            | 勢田703番地3  |         |
| 白土忠喜  | "            | 鹿毛馬1786番地 |         |



|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| 梅田 秀俊 | " " | 862番地  |
| 今福 和彦 | " " | 266番地1 |

## 4 就任監事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 安藤 初美 | 飯塚市鹿毛馬1787番地1 |
| 白石 記平 | " " 768番地1    |
| 梅田 好孝 | " " 1237番地    |

福岡県告示第811号

佐と土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

| 氏名     | 住所          |
|--------|-------------|
| 本松 隆   | 飯塚市佐與207番地  |
| 原田 茂基  | " " 297番地   |
| 白土 義則  | " " 2392番地  |
| 白石 順一  | " " 934番地2  |
| 本松 俊二  | " " 190番地   |
| 白石 貞夫  | " " 2522番地4 |
| 久保 茂樹  | " " 769番地   |
| 本松 弘   | " " 308番地   |
| 原田 敏行  | " " 385番地   |
| 松田 新一  | " " 1631番地6 |
| 原田 三千彦 | " " 369番地   |
| 瀬尾 正一  | " 鯉田2467番地8 |

## 2 退任監事

| 氏名    | 住所         |
|-------|------------|
| 白石 康則 | 飯塚市佐與813番地 |
| 白土 孝行 | " " 2394番地 |
| 本松 清次 | " " 393番地  |

## 3 就任理事

| 氏名    | 住所          |
|-------|-------------|
| 本松 隆  | 飯塚市佐與207番地  |
| 原田 茂基 | " " 297番地   |
| 白土 義則 | " " 2392番地  |
| 白石 順一 | " " 934番地2  |
| 白石 貞夫 | " " 2522番地4 |
| 本松 弘  | " " 308番地   |
| 原田 敏行 | " " 385番地   |

## 4 就任監事

| 氏名    | 住所         |
|-------|------------|
| 白石 康則 | 飯塚市佐與813番地 |
| 本松 俊二 | " " 190番地  |
| 白土 孝行 | " " 2394番地 |

福岡県告示第812号

三潞南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|----|----|

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 河村達男  | 柳川市間250番地2         |
| 椛島盛孝  | " 南浜武304番地         |
| 牟田口良次 | 三潞郡大木町大字上牟田口994番地2 |

## 福岡県告示第813号

竹野第二土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 退任理事

| 氏名   | 住所               |
|------|------------------|
| 今村一三 | 久留米市田主丸町以真恵622番地 |

## 福岡県告示第814号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町若久町3丁目29-1、29-102及び29-103

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡みやこ町国分1280番地4

増田 淳治

## 福岡県告示第815号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市上大隈字町屋原153-1、153-2、153-5、153-6、154-2、154-3、155-1、155-2、156-2から156-4まで、157、158-1から158-3まで、159-1から159-3まで、160、161、162、164-2から164-5まで、165-2、166-3、166-4、166-6、167-2、167-4、179-8から179-11まで、185-2、185-3、186-2、188-2、189、190-1、190-4、191、192-1、192-2、193、194、195-1、195-2、196-1、196-2、197、198-1、198-2、198-4、199-2、199-3、200-1、200-2、200-4、201、202、203-1、203-2、221-1、221-3及び223-4並びにこれらの区域内の道路・水路等である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県宮崎市恒久2丁目16番25

米良 充典

## 公 告

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき開催される第202回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 日時

平成20年5月20日 午前10時30分

## 2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎 702会議室

## 3 予定議案

- (1) 大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- (2) 飯塚都市計画下水道の変更（福岡県決定）について

- (3) 宗像都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (4) 宗像都市計画道路の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神2丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

93,509,850円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第148号

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催にかかる告示（平成20年4月福岡県公安委員会告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成20年5月16日

福岡県公安委員会

1の表中「5月30日（金）」を「5月28日（水）」に改める。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第799号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により公示する。

平成20年5月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施の目的

秋田県でオオハクチョウへの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されたこと及び韓国で高病原性鳥インフルエンザがまん延していることを踏まえ、今後の発生予防に万全を期すための緊急措置として、養鶏場での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

| 実施する区域 | 実施の期日 | 実施の対象 | 実施の方法 |
|--------|-------|-------|-------|
|--------|-------|-------|-------|

|                                  |                          |  |                             |
|----------------------------------|--------------------------|--|-----------------------------|
| 知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域 | 平成20年5月10日から平成20年5月31日まで | 1,000羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。 | 消石灰等の消毒薬の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布 |
|----------------------------------|--------------------------|--|-----------------------------|

正 誤

| 発行年月日  | 公報番号       | 種類                 | 同上番号 | ページ | 欄 |   | 行 | 備考 | 正                  | 誤              |
|--------|------------|--------------------|------|-----|---|---|---|----|--------------------|----------------|
|        |            |                    |      |     | 上 | 下 |   |    |                    |                |
| 20・4・9 | 2808<br>増刊 | 福岡県人<br>事委員会<br>規則 | 22   | 29  |   |   | 6 |    | 第四条第一項第一号、第二号及び第三号 | 第四条第一項第二号及び第三号 |

定価 一箇月十二五〇円（税込・郵便料別）

